

経済学説史における柏祐賢 「経済秩序」論の位置

—「制度」の経済学と後期西田哲学との関連性を軸に—

四方田 雅 史

はじめに

柏祐賢^{すけかた}（1907-2007）は戦中から戦後にかけて中国の「経済秩序」について独創的な研究を残し、さらに独自の歴史観・理論を提示しようとした農学者であり経済学者でもある。前稿¹では柏の研究における中国、および「東亜」の位置づけと後期西田哲学との関係に着目して論を進めた。それに対し、本稿は彼の独創的な「経済秩序」論を題材に、それとも密接に関わる歴史観やその関連諸領域（とりわけ法社会学と「制度の経済学」）との関係性、そして前稿でも対比するための対象とした後期西田哲学を取り上げることで、柏経済秩序論を経済学説史の中に位置づけることを目的とする。

経済学を大まかに整理すると、一方で『資本論』などに依拠したマルクス経済学が、他方で合理的経済人を前提としそれを数理モデル化していく「近代経済学」が日本における二大潮流であり続けた。柏自身、この二分法に照らすと「近代経済学」の流れを汲むものの、この2つに満足できなかったために、それらを批判するとともに独自の経済・歴史学説を構築しようとした。しかも、柏は経済学説史、農学や中国経済論を中心に成果をあげてきたが、それぞれ断片的ではなく1つの体系をなすように「柏学説体系」とでも呼べるものを形作っていたと言ってよい。中国経済や社会科

学方法論に焦点を絞って柏を再評価する動きがあることは前稿でも述べたが²、その“体系”全体を見通そうとする研究は少ない。不十分ながらもその試みをしてみたいというのが本稿の問題意識である。

本稿では主に2つの視点から柏の理論体系を位置づけたい。第一は当然ながら「経済秩序」に対する視点である。柏の研究全体を鳥瞰したとき、戦前の中国研究を抜きにしては語れない。その中国を何とか理解しようと努めた過程で当時の社会科学に対する批判的視角が芽生えるとともに、中国における経済秩序の独自性も発見することになった。しかも柏はファクトファインディングをただけではなく、日本・西欧も視野に入れつつそれらの一般化・理論化を試みている。その過程で西欧で始まった社会科学を批判しようとする視点も生まれていたと言ってよい。そこには当時隆盛していた法社会学からの影響も受けており、また後に「制度の経済学」、「比較制度分析」と呼ばれる経済学の視角を部分的に先取りしたところもある。「制度の経済学」で現在多用されているゲーム理論など知ることもできなかった時代に、柏がそれと似たような論理に到達していたこと、そしてその後主流の経済学から差異やズレが生じたことについても論及したい。その意味で、現代からみた柏「経済秩序」論の意義と限界について考察を深めることが、本論文の目的の1つである。

もう1つの視点は、前稿と同様、本人も影響を受けたと繰り返し述懐している後期西田哲学からの影響について議論を深めることにある。前稿でも柏の中国観、および世界認識において西田幾多郎(1870-1945)の問題意識と一脈通じるものがあつた点を指摘した。しかし、それ以外にも西田から影響を受けたと思われる部分は散見される。『柏祐賢著作集』刊行当時に既に柏の学説と西田哲学との関係を論じようとした植田は、未完成稿ながら、西田に言及した柏の言説を蒐集しつつそれぞれの弁証法的思考の共通点を探っているが³、前稿でも論じたようにその影響は弁証法に関する考え方にとどまらない。戦時期の西田は「文化」に関する議論を数多く残しているが、この「文化」と柏の「経済秩序」とが通底しあっていたと

考えられる。本稿では特に「経済秩序」をめぐる思考から柏と西田哲学との近さ、もしくはその間のズレを検討する。すなわち、中国をはじめとする「経済秩序」一般をどのように捉えるべきか、その把握のしかたにおいて西田と柏の間にいかなる類縁性、および差異があるか、明らかにしたい。

まず、第1節では柏による学説史研究を振り返り、彼の初期の思想遍歴を後期西田哲学とも関連させながら見ていく。第2節では法社会学からいかなる影響を受け、それも向き合った自生的に生じ主体を拘束しもする法規範をいかにとらえるべきかという問いから柏の「経済秩序」論を位置づける。第3節では彼の弁証法理解を西田哲学との関連も考慮に入れて検討し、彼の経済学や歴史観が戦後社会科学で等閑視されていった背景についても論じてみたい。

1 柏祐賢の理論史的研究 —博士論文までの前史として—

本節では、戦中・終戦直後に着目して柏の遍歴を概観し、彼の学説が生まれた背景について論じたい。柏といえば、近年、博士学位請求論文である『経済秩序個性論』（以下『個性』）の大著ばかりが脚光を浴び、中国経済史・経済論の分野で頻繁に引用されるが、秩序に対する考え方の展開を追うためには、彼の博士論文に至るまでのプロセスに言及する必要がある。そこで欠かせないと考えられるのが、彼にとって最初の単著であり純粋な経済学説に関する著作でもある『経済科学の構造』（1943年、以下『科学』）である。しかも、彼の学説整理が個性的であったことに、のちの学説体系の片鱗が見える。西洋の経済学（主に「近代経済学」）の展開を彼は2つの流れに分けている。その2つとは、「在る」物に着目した経済学と「作る」者に着目した経済学である。彼自身、第2章を「経済財の価値秩序」と題して「物」の世界を扱う一方で、第3章は「経済社会の構造」と題して「人」の世界を扱うという構成をとっている。ここで、主

たる経済学が経済財をいかに生産・流通していくかという「客体的物的関係」に即し分析してきたのに対し、「作る」主体性の世界として経済を考えるべきだという意図が強く出ている。以下にそれに言及している部分を引用しよう。

「此の様にして（シュンペーターやマルクスのように：引用者）我々は経済現象を「在る」物の世界として考へただけではなく、更に進んで「作る」主体性の世界として展開しなければならない⁴」

このように、ここでは「在る」物の経済学から、秩序を「作る」人の（つまり「主体性」を中心に据えた）経済学への展開を、主にシュンペーターを読み切ることによって提示しようとした。後知恵ではあるが、経済学を物の経済から人（主体）の経済秩序へと展開することで、財が生産・流通する“循環としての”経済を見るにすぎない視点から、歴史的な「人」が具体的な歴史の中で秩序を自ら形づくっていくより広い視点への足掛かりを築いたと言える。このようにシュンペーターを読み切った上で『個性』にも次の文を載せている。

「経済現象はどこまでも人間社会現象であるがゆえに、人間行動主体の創造変改的な「作り」ゆく働きを含まざる筈はない。そこには「人」の主働性が明らかに認められるのである。「人」を無視し得ない限りは、「物」の経済学とならんでなお「人」の経済学が存しなければならない。…（中略）…われわれの解釈によれば、シュンペーターの体系は、「物」「人」二面を縦の体系とし、「静」「動」二面の横の体系としてなれるものであった⁵。」

すでに前稿でも論じたように、柏は当時中国調査も並行して行っていた。その過程で構想していた秩序論と同時並行的に『科学』の執筆を進

めていることから、同書が後の博士論文から独立して生まれたわけではない。現に『個性』第1分冊はこの『科学』を焼き直したものであることは、その仮説を補強している。その成果を肉付けしていく際、西洋出自の経済学を完全に拒絶して独自の経済学を展開する方向へは進まず、西洋の経済学説を乗り越える形で独自の経済学を展開しようと腐心している。そこには、彼が敬愛した西田の学問的姿勢が影響を及ぼしている可能性がある。以下は、当時西田が三木清との対談で述べたことだが、この姿勢には柏と共通する点があるのではないか。

「西洋哲学を突き抜けてゆかなくちやあならない。哲学は学問の形にならなくちやあならぬからね。…(中略)…学問も西洋流にやることだ。そしてそれを突き抜けることだ⁶。」

柏自身、当時どこまで上記の姿勢を意識していたのか、具体的に出典を示していないためはっきりとは言えないが、『科学』にその影響が見られるのではないか。おそらくすでに西田哲学を意識して西洋の経済学説を「突き抜け」、そこから中国のフィールドワークの成果をも包摂しつつ相対化しようとする姿勢が窺える。ほかに「作る」に着目したことも西田の言説に見出される。その1つをここに引用しよう。

「我々は歴史的社会的に生れ、技術的に物を作り、作ることによつて自己自身を作り行くのである。作られたものは私によつて作られたものでありながら、何処までも客観的として私に対して立つものであり⁷……」(波線は引用者)

『科学』では、柏にとってまだ独立したものとして「在る」物の経済学と「作る」者の経済学とが並列されている(明らかに後者の方をより重視しているが)のに対し、先の文章で西田は抽象的ながら「作る」主体と

「作られた」ものが相互に関連しつつ対峙もしている「絶対矛盾的自己同一」という概念として論じられている。同じく『科学』は西田哲学に触発されつつも、西欧の経済学説を位置づけ乗り越えようとする萌芽が垣間見える。西田の書いたものと似た文章が柏にもあるので、以下に引用しよう。

「経済現象は単に「在る」ものでもなければ、また単に「作る」ものでもない。「在る」ものに即して作られ行くものであると共に、「作る」ことによつて在るものである。自然必然的な関係にあるものであると共に、他面目的意志によつて作られ行く関係にある⁸。」

周知の通り、シュンペーターの高名な『経済発展の理論』で、企業家(entrepreneur)は、静態的な経済循環を攪乱させつつ発展させてもいく主体として論じられている。そこから柏はこの「企業家」が及ぼしうる範囲を拡大させ、経済を多様な次元で変えていく「人」の機能を分類していく。この考えは博士論文『個性』にも継承されており、たとえば経営者と企業者の違い、企業者と金融業者の違いについてはそれぞれ次のように述べている。

「企業者は、固定的な施設を改廃変更するというがごとく、きわめて積極的な行動をなすものであり、その意味ではきわめて進歩的なものであるといい得るに対し、経営者はかくのごとき意味の積極性を有せず、既存の施設に執着的であり、したがって消極的であるがごとく見える⁹。」

「金融業者は社会全体の動きに即応して、将来の社会生産力に対する予想から、社会資本をいかなる分野に、いかなる企業者群に振り向くべきかを考え負担する主体である。…(中略)…それゆえに、いわば企業者は個人的施設改進的ではあるが、社会的産業生産保守的である

に対し、金融業者は社会的産業改進黨的である。…(中略)…企業者は生産の社会的態様保守的であるに対し、金融業者は生産の社会的態様改進黨的であることを附言しなければならぬ¹⁰。]

いずれにせよ、上記のように類型化された3主体(経営者、企業者、金融業者)は理論上それぞれ経済全体を包摂する「秩序」自体を変革することはない。そしてそれすらも変革させる主体として近代国家を据える構造となっている¹¹。しかし、これらの主体を機能別に分類したことは、経済秩序の個性へと論を拡張していく上で重要な役割を担ったと考えられる。シュンペーターに従って企業者のみが経済を変革させる主体であり金融業者がそれに奉仕する存在とした場合、企業者が市場経済に質的な変化をもたらすとしても、市場経済の枠組みの中での経済発展でしかない。柏はそれらを腑分けし、変革の範囲を「個人的施設」から「社会的産業」、そして「秩序」全体へと同心円に拡大させていくことによってそれらの主体を包摂する「秩序」を可視化させようとしている。そしてその主体のありようを対比することを通じてその個性を明らかにできると考えたのである。彼の『個性』第1分冊はこの議論をさらに発展させて掲載している。この試みが成功しているか否かについてここでは論じないが、少なくともこのことが1940年代を通じ一貫して正しいと柏が考えていたことが窺える。

この「在る」と「作る」を対比させる記述は農学に対する彼の説明にも見られる。以下は、戦後に著した『農学概論』の一部である。

「自然に単に「在る」秩序は、人間の創造的な発展とは無縁のものであり、単なる無限の循環において存しているだけのものである。単なる循環には発展はない。もちろん自然界には変化もある。しかしそれは単なる変化であって、自然循環の外のものではない。ともかく農業は、自然の生物界を媒介とする人間の目的的な営為体系にはかならない。それは決して単に「在る」世界ではなく、「作る」過程的秩序で

ある。それは、自然界の法則性を媒介にしているとは言え、決して単なる自然法則性そのものではない¹²。」

ここからは、農学が対象とする農業の営みと、「経済秩序」論において秩序を主体的に「作る」という営為とが柏の頭の中で重なりあっていたことが読み取れよう。彼にとって農業と経済秩序との間に類縁性があると考えていたことの現れである。農業は、各地の自然から影響を受けつつも、人間によって働きかけられ多様な形をとる。たとえば同じような風土を基礎としながらも、農作物やそこで使われる技術や慣行はさまざまな形をとることがある。これは農学だけではなく秩序にもあてはまると彼は考えていた。彼の中国経済秩序論も、もともと華北（「北支」）を調査対象としていたが、最終的には、インスピレーションを得た内モンゴル（「蒙疆」）から、華南までをも含む中国を対象に、それ全体を包摂する秩序とは何かという課題に答えようとしていた。最後にたどり着いた彼なりの結論は有名な「包」的秩序、「包」的倫理であるが、広大な中国では風土も多様であった。それが、和辻の風土決定論に飽き足らなかった理由であり、そのためか、気候・風土や経済法則に拘束されるのみの個人像ではなく、そうした条件に拘束されながらも主体的に自然や人為的な環境に働きかけて農業や秩序を形成していく個人像を想定していたのである¹³。その意味で、戦後、柏自ら「主体性論¹⁴」と呼ぶような歴史観につながっていく。前稿でも引用したように、「満洲」のロマノフカ村でロシア人がロシアの文化や農業を異国の風土に持ち込み、他方でそこに入植した日本人は稲作などの日本の文化・農業を持ち込もうとしたことの発見¹⁵は、まさに「満洲」の気候・土壌・風土だけで説明しきれるものではなく、そこに移住する人間によって出身地から持ち込まれた文化や秩序観といったものが風土に働きかける面も劣らず重要であることを見出した一コマであった。この環境に対する考え方自体、後述するような“可能性”を重視する彼の経済学への端緒として評価することもできる。その点は第3節で述べることにする。

柏は、経済学が本来持つ「物」重視、経済循環重視の経済学を乗り越えることによって、経済学が暗黙の前提として深く考えてこなかった「経済秩序」の複数性の問題を、これまでの学説史の中から発見し展開しようとしたとすることができる。この学説的な歩みには、西洋の学問を「突き抜け」ることによって、アジアをも包摂し西洋中心主義をも相対化する視野を得ようとしていた前述の西田の言葉と似ていることに気づかされる。シュンペーター自身、自説が西洋中心主義かなど考えたこともないだろうが、柏は、経済学が潜在的に持っていた西洋中心主義、もしくは経済学に即せば“市場経済”中心主義を「突き抜け」ることによって、西洋だけではなく中国・日本の経済秩序をも包摂して論じられる枠組みを提示しようとしたのである。つまり近代経済学・マルクス経済学がともに暗黙の前提としていた「市場経済」（もしくは資本主義経済）も世界に複数ある経済秩序の1つでしかないという発見である。そして、西田が当時答えようとした課題、すなわち「大東亜戦争」を闘う日本の存在、そして中国なども包摂した「(大)東亜」の存在を、西洋の枠組みからではなく、西洋も東洋も包摂した世界大の枠組みから位置づけようとするという課題とも通底していたと考えられる。その課題に答えるには、西洋の学問の逆をいくという選択もあるが¹⁶、そうではなく西洋の学問（ここでは経済学、とりわけシュンペーターの経済学説）を「突き抜け」ることによってこの課題に答えようとしたのである。そのように考えてみると、彼の経済学は、社会でも国家でも階級でもなく個人に基づいていた。その意味で柏は近代経済学、より正確には「新古典派経済学」の部分的な申し子なのである。もちろん、違いもある。それは、近代経済学が単位とする合理的経済人ではなく、文化や環境に規定されつつも多様な世界を構築していくような歴史的、現実的な個人を単位としていることである。以下ではその「経済秩序」論を、その後生まれてくる「制度」論と比較しつつ再評価してみたいが、その前に柏が当時出会った法社会学との関係に言及し、その背後にある理論的前提について論じたい。

2 柏「経済秩序」論の射程 —法社会学から「秩序」論へ

柏の「経済秩序」論にはきわめて哲学的で抽象的な部分がある。たとえば彼はこれについて「理念的・主体的自己形成¹⁷」、「倫理的規律¹⁸」、「倫理的秩序¹⁹」から、後の「オーディネーション（秩序の自己内形成）²⁰」と呼ぶようになるものまで、抽象的で独特な概念を用いている。その理由は、上から一方的に秩序が形成されたわけではなく、上と下との相互作用によって秩序がいわば自生的にできあがってくると考えていたからである。たとえば次のような記述がある。

「国民経済秩序の内面規律性とは、権力による上からの拘束でもなく、経済的实力による制約でもない。それはまったく自分が自分を規律する関係である。我が、我の中に見出し得た汝を規律する関係である。それはまさに倫理的規律であり、自己完成への努力である²¹。」

このような柏の「秩序」概念は、一方では外側から経済主体を規制する面を持っており、それは確かに法律や規範などから説明される²²。しかし他方で、柏が問題とした「経済秩序」は、そのような法律や規範のみを指すのではない。条文に書かれていなくとも、私たちの行動を規定する倫理・規範・慣行のようなものが存在する。またそれらが政府をして成文法に結実させていく面もある。たとえば回想で柏が中国の時効に触れている箇所がある。それは彼の秩序論の本質を示しているため、長くなるが、引用したい。

「私の理屈からすると、シナには時効なんていうものはないわけですよ。時効というものが、あり得ないはずなんです。だから、おもしろい話があってね、ボクはね、『経済秩序個性論』を書きながら「シナには時効はない」と書き出したんですよ。書き出したけど、これは法

律上のことですからね。書き出して清水金二郎さんを訪ねて、「オレ、もうシナに時効がないと書き出しているんだがね」といながら「ほんとうにシナに時効ないのか」といったわけです。そしたら清水氏は、「オマエ、大胆なやつだな、もう書き出したか」というので、「そうだよ、悪かったら書き直すよ」といったんですよ。そしたらね「いや、大胆なやつやけど、シナに時効はないんだ」といった。…(中略) …シナには時効がない。時効観念というものが存在し得ないんだ。だから約束したことは永遠に約束だ²³」

柏は、先述の通り、中国に独特の経済秩序を、請負（「包」）を介して個人がつながりあっている「包」的秩序（規律）、「包」的律動などと表現している。彼が見出したこの属性からみて、中国に時効があつてはその秩序と矛盾すると考えたのである²⁴。中国における現行の法律には時効があるが、ここではそういう問題ではない。すなわち、法律以前の慣習・法意識のようなものが、逆に議会・政府が定める法律・法秩序に影響を与えうるという卓見である。すなわち柏が問題にしている法・秩序というものは、外から拘束していく形の秩序のみではなく、社会の内側から生まれてくる、政府の拘束や影響なくして共同体や商慣習の中から生まれてくる法秩序のことなのである。このように社会の側から生まれてくる法秩序をいかに把握すべきかという問題が柏の頭の中に生まれていたことを如実に示すエピソードである。

ここで、法や規範について少し論じる必要があるだろう。実定法主義（純粹法学）は国会などで決められた法律が外部から私たちを規制することを前提としている。法律とは当然ながら外側から国民や政府を規制するものである。しかし、法は我々が主体的に選び拘束されていく面もある。具体例を挙げれば、共同体を支配する法・規範などの慣習的な、もしくは暗黙の法規範であり、それを研究するのが法社会学であった。

これはもともとエールリッヒの言うところの「生ける法」を研究する学

問である。当時の中国研究では、そのような法社会学に立脚した研究が生まれていた。日中戦争期に日本でのその創始者にあたる末弘巖太郎によって「中国農村慣行調査」が組織されている。現在でもその成果は戦前法社会学の成果として評価され、戦後になっても一次資料として頻りに引用・参照されてきたものである。現にそれを使って福武直『中国村落の社会生活』1947年、同『中国農村社会の構造』1951年や、柏も『個性』で引用した中国農村の論文を収めている戒能通孝『法律社会学の諸問題』1943年が上梓されている。その背景に当時泥沼化していた日中戦争を解決するという政策的意図があったとはいえ、中国研究が経済・社会含め多面的に展開され、農村慣行調査も柏や戒能の研究もともにそうした動きの一環だったと言える²⁵。

中国社会では政府と社会が分離しており社会が日本と異なり一種の自律性を持っていたことは日本の識者にも知られていた²⁶。ゆえに、自生的に生まれてくる「経済秩序」は中国社会を理解するうえで日本以上に重要な特徴と考えられてきた。このような中国の社会秩序が、当時の法社会学者にとって関心の的になったことは当然であり、その分野での画期的成果に触られたことが、柏に法律とは異なる「経済秩序」へと目を向けさせた学術的背景にあったと言える。

たとえば当時中国の農村調査を参考にして中国の法社会を分析していた戒能の論文を柏は引用している。実際に以下のような戒能の記述は、柏の世界認識、そして中国社会認識と重なりあうものがあったと言えよう。

「私は其処（中国の農村で：引用者）で初めて封建的な型及び近代的な型以外の第三種の法的規範意識類型の存在を知ることを得たのである²⁷。」
「支那歴代の封建制度なるものが、個々分散的な小領主に切取つた莊園制と結びつくものでないことに、封建制度そのものの進歩的な側面と、封建統治下の人民のゲノッセン的意識を形成する基礎を欠かしむる理由があり、その限り又支那社会の理論構成に、濫に封建性若くは

半封建性の用語を用ひることは甚だしく妥当を欠くのであると考へる²⁸。」(波線部は引用者)

特に前者の引用文にある「第三種の法的規範意識類型」という言葉からは、近代市民社会との違いはそこからの距離として一元的に評価されうるものではなく、それぞれの国で異なるものとして「類型」化されるべきものとみる発想が窺える。同じことは「封建性」、「半封建性」という語を多用する当時の風潮を戒めていることにも当てはまる。すなわち、当時流行していた発展段階論に還元され得ない〈西洋—日本—中国〉の3すくみ状態という、柏が暗黙裡に採っていた思考様式を戒能も共有していたと考えられる。

柏も中国の経済秩序を理解しようとしたとき、政府が定める法律だけでは理解できないことを自覚していた。その意味で法社会学の視角に共鳴していたと言ってよい。むしろ、上からルールを定めるべき政府さえも彼が考えようとした「経済秩序」の一端にすぎないとの見解に達していた。以下はそれを示している。

「中国政府は、自から商業者的であり、私的であつた。そもそも天子は至人ではあつたが、しかし私人であつた。…(中略)…したがって無機能であるのではなくして、むしろ私的機能により多くの働きを示し得たのである。…(中略)…中国においても秩序の主体的な自己規律が存している。主体的な個性的倫理的な規律が存している。国家性は立派に積極的な役割を果している。したがって中国経済の秩序も、単なる社会秩序ではなく、まさしく国民経済秩序の名に値し得るものである。ただ、それがヨーロッパ的意味のものでないだけである。中国の国家は、中国の社会を決して放任していない²⁹」

先に述べたとおり、国家に秩序それ自体を変化させる機能を付与してい

た柏にとって、国家が無機能に見えた当時の中国経済秩序は停滞的なものに見えた。柏自身、中国経済を一面で独特で個性的な秩序を有していると主張しながらも、他面で停滞論に与しているという二面性がここにも見受けられる。この点については前稿でも論じたが、本稿では、国家機能を秩序変革の主体として見るだけではなく、秩序に埋め込まれていたものとして見ていることに注意を払いたい。一見無機能に見える国家は、中国の経済秩序において無視し得ない一部なのである。世界規模で見れば国家が積極的役割を果たすようになる資本主義の展開過程も、秩序が展開していくあり方の一つにすぎないという知見に達していたとも言える。

しかし、このような柏の思考様式に立ったとき、外からではなく、内側から人々を従わせるメカニズムをいかに理解するかという課題に直面せざるを得ない。もしくは私たちはある程度主体的にその倫理・規範・慣行を形成していくとともに、それらが逆に私たちを拘束する面もあるという両義的メカニズムをいかに理解するか。この問いに答えることはきわめて難しいのである。

柏はいかにこの問題に対峙しようとしたのであろうか。この問いに答えるようとしている文章をここに引用しよう。

「経済秩序がそれ自体として真に自律性を持つがためには、経済秩序が自身で、自らを規律し得なくてはならない。経済秩序が、その意味で、主体的自己規律性を持っていないなくてはならない³⁰。」

「主体的自己規律性」という語に柏の問題意識が表れている。秩序自身が主体的でありながら、それ自身に規律付けられるという両義性であり、矛盾でもある。この議論を展開する上で、この直前にマックス・ヴェーバーの議論を引き合いに出している。ヴェーバーの宗教社会学は、宗教のエートスが外生的に行動を規定するという論理になっている。その意味で「倫理は経済の外のものであるというほかな³¹」いとしてその限界を指摘

し、倫理と経済が同一不離の関係にある「経済秩序」を考えようとした。ヴェーバーの議論に限界を見出し批判することはたやすい。しかし、この批判に正面から答えようとすると、先述した問題に直面せざるを得ない。

中国に対する社会認識は柏や戒能とは異なるものの、戦後日本の法社会学を牽引した川島武宜も次のような言い方で、柏が問題にしたものと相似形をなしている「相互作用」に言及している。おそらく政府から強制されず自生的に生じてくる慣習法についてこのような定式化をせざるを得ないのである。

「それ（法：引用者）は現実の人間関係における行動—特にそのくり返し—を生じさせ、また行動をとおして自己を支えている。すなわち、社会規範は一定の社会相互作用のシステムなのである³²。」（波線部は引用者）

これはのちのD・ルイス³³や彼の論から展開したフランス起源のコンヴェンション理論、そして青木昌彦の「比較制度分析」などにも共通する問題であった。そのうち、たとえば青木は次のように述べている。

「社会というのは一種のゲームですけど、ゲームである以上、社会的なルールというものがあるわけです。しかし、ルールは完全に外生的なものかというところではなくて、個人個人が積極的にそれに働きかけうる面もあるわけですね。ですから、社会のゲームは、個人個人から見れば、人生ゲームであり、社会あつての個人、人あつての社会ということだと思います³⁴。」

理論経済学者・青木であっても哲学的な物言いである。このような問いにいかにか立ち向かうか、柏にとっても難題であった。しかし、それを克服する思考として彼の場合はやはり西田哲学に期待を寄せる。というより、

西田の問題意識と共鳴したと言うべきかもしれない。西田にもこれに近い議論が見られる。以下に引用しよう。

「歴史的現実の世界とは、全体的一と個物的多との矛盾的自己同一として、主体が環境を環境が主体を形成し、作られたものから作るものへと、何処までも自己矛盾的に動き行く世界、即ち自己自身を形成し行く世界である³⁵。」

この文は、制度、倫理的秩序に対するこの難題に対応していると読むこともできよう。つまり自分が環境を「作る」とともにその「作られた」環境に規定されてもいくという論理であり、きわめて抽象的、哲学的ではある。しかし、これと似た考え方が青木の制度論にも柏の「倫理的秩序」論にも含まれていることが分かる。この矛盾を統一的に把握しようとする後期西田哲学が、彼の「経済秩序」論を正当化するために援用された、少なくともその根底にある共通性を通じて柏の経済秩序論が西田の哲学と共鳴しあったと言った方が適切であろうか。ここにきて、第1節で論じたように、「作る」ことの重要性を見出した経済学史の整理がこの「秩序」論と一本の糸でつながったと柏は考えたのではないか。もちろん、ここでの「作る」とは、モノを作ることにとどまらず、制度・秩序・慣行といったものまでも形作るというより広い意味においてである。

西田によれば、西洋の哲学全体が「意識的自己から世界を考へ」ているという。このことは西洋を出自とする経済学一般にもあてはまる。しかし「現実の自己は却つて此世界に於てあり、此世界に於て働く」、一言でまとめれば「真の廻光返照^{えこうへんしょう}」という視点を強調している³⁶。すなわち、西洋の個人観も日本・東洋の個人観も社会の反映であり、社会を形作っている動因にもなり得る。そして西洋の合理的経済人を前提にした経済秩序も、世界にあまたある秩序の1つにすぎないという柏の確信を補完するものとして捉えられたのである。

経済学で「慣行」や「制度」を説明するために応用されていくゲーム理論が産声をあげたのは、早くみても戦間期のことであった。たとえばO・モルゲンシュテルンとJ・フォン・ノイマンの高名な著書が世に出たのは1944年のことであり、当時柏がその影響を知ることはできなかった。しかもゲーム理論と制度や秩序の問題領域とが交叉していくようになるのはずっと後（1960年代以降）のことである。そのため、柏は、後期西田哲学との近さから、西田の思想を介することによって経済秩序論を洗練させる途を選んだのである。

制度や秩序が外から規定するとともに、内面からも従わざるを得ないものとして規律化するという柏の「秩序」観は、やはり西田にも見られる。西田の場合は、先述のように文化や世界というより広い文脈において論じているのであるが。

「何処までも超越的なものが内在的なと共に、すべて内在的なものは超越的なものに自己自身を有つ世界でなければならない³⁷。」

ここでいう「超越的なもの」を制度・慣行のように人を超えて存在するものに対し、「内在的なもの」はそれに自発的に従ってしまう動機、心の側面というようにいささか強引に解釈してみると、それらの間で循環構造・同一構造になっていることこそ安定的な秩序になっていることを意味していよう。

それにくわえて西田哲学には過去と現在、現在と未来も重なり合っているという記述もある。これも難解ではあるが、以下に引用しておこう。

「絶対矛盾的自己同一の世界は、過去は既に過ぎ去つたものでありながら未だ過ぎ去らぬものであり、未来は未だ来らざるものでありながら既に現れて居るものであり、現在が過去未来を包む世界、時が対立するものの統一として何処までも空間的な世界、逆に空間が力の場

として何処までも時間的世界でなければならない³⁸。」

これも、制度論に引きつけて言えば、あり得ることである。私たちは環境（「制度」や「慣行」「秩序」とも言い換えられよう）を作っていくながら、そこからの拘束も受ける。こうして現在の環境や秩序は、過去の遺産を受け継ぎつつ、変化を遂げ、未来の世代へと譲り渡されていく。そう考えると、現在は過去と現在の融合物であり、未来の芽も含まれたものとみることができる。これは、現在の制度論で「経路依存性（path dependence）」と呼ばれる概念に近い。このように、戦時中の西田の言い回しは、柏の経済秩序論、その後の制度論と通底していた部分が多いと言っても言い過ぎではなかろう。よって、柏が後期西田哲学を導きの糸として選択したのもあながち的外れではなかったし、おそらく西田の場合、「文化」というより広い範疇のなかで似たような結論に到達していたとみることができる。それは「文化」と「制度」の間には共通した部分を多く含むからであろう。

他方で、柏の論理と彼が参照していた西田の思想との間にズレがあることを指摘することもできよう。柏のほうが「作る」ということや「主体性」という概念が強く現れているとみることができる。先に述べたように、柏自身、自らの歴史観を「主体性論」と呼んでいる。西田哲学における「作る」と「作られる」という対概念がともにあって矛盾的自己同一している状況とは、強調している点にズレがある。すなわち、柏の場合、その2つの対概念のうち、「作る」という主体的な部分が前面に出ているのである。それは、柏がシュンペーターの理論を介しながら西田哲学に接近していったという学問遍歴が作用しているからかもしれない。西田が回避しようとした「人間中心主義」的思考を、経済学を学んだ柏は完全に払拭することはできなかったと言ってよい。すなわち西洋出自の経済学が採る方法論的個人主義から脱却しようとしながらも、その影響を受けざるを得ない面があったのではないか。

このような秩序・制度の形成・変容プロセスに注目したとき、柏は「弁証法」という思考様式に接近していくことにもなった。次節では西田と柏が共有していた「弁証法」的思考様式から柏の“可能性”の経済学への展開を追い、そこから“可能性”の経済学の可能性について論じたい。

3 「弁証法」から“可能性”の経済学へ

柏自身すでに博士論文において「弁証法」を意識していたことを窺わせる箇所がある。

「主体的自己内形成は、環境に呼応して、自らの秩序を内において整えることであるが、すでに出来あがった個性は環境として、自己の新しい主体的形成に作用するのであり、過去の自己が環境として、形成的な自己に働くのであるからである。自らが環境化して、新しい自己の中に止揚されるからである。…(中略)…ある個性と他の個性との空間的な連続もまた、一方が他方の環境としての意義を持つ限り、存在しているのである。一方が他方に対して環境として働く限り、他方はその環境のもたらす矛盾、あるいは限界を止揚し得るとき理念的主体的自己形成を行うのである³⁹。」

この引用ではヘーゲルの有名な「止揚」という語を使っていることから、弁証法的な思考様式に従っていることが分かる。ただし、ここでの「弁証法」とは、終着点が1つしかないヘーゲル的な意味での弁証法ではない⁴⁰。むしろ、風土や歴史ごとにさまざまに向かうべき多様な終着点に開かれ、しかもその多様さが同時に「一」なる全体を構成するようなヘーゲルとは違う意味での弁証法であった。

「環境とは、いうまでもなく外的なものである。秩序単位の外にあっ

て、秩序単位の構成には直接に参加することのないものである。しかしながら、秩序単位のおいてある場である。その場所的な環境に対応して、秩序単位自体が自らを整えるということなくしては、秩序は成り立ち難い。個性的秩序の成立は、外的環境に対応する主体的自己形成の結果である⁴¹。」(波線は引用者)

柏もその弁証法が起こっている「場」や「場所」という概念を強調している。彼が影響を受けたと自認していた西田は、ヘーゲルと自らの弁証法における違いを際立たせるために、ヘーゲルの「過程的弁証法」に対し「場所的弁証法」という概念を対峙させている⁴²。ヘーゲルからマルクスに至る思想的展開と、西田から柏に至るこの思想的展開とは、この2つの弁証法的思考の対比にまで遡れると言えるかもしれない。すなわち、ヘーゲルやマルクスは観念論と唯物論に対比されるように弁証法のありようは異なるものの、ともに時期はずれようとも1つの終着点を持ちつつ、発展段階に沿って、いわば合目的的に展開していく形の弁証法である点では、共通している。ヘーゲルの場合、弁証法を展開させていくのは神に対応する「絶対精神」であり、すべてのものを包摂しながら必然的な円環構造をとっていたとも言える⁴³。その点でマルクスはヘーゲルほど抽象的、形而上学的ではなく経済的動因に突き動かされていると考えたものの、終着点はやはり1つに定まっている歴史法則にしたがい歴史は発展するものと考えていた。それに対し、西田(そして柏)の弁証法は、さまざまな場所の文化や経済秩序が全体として「多の一」、「一が多」を含みながらそれぞれ多様な発展を遂げていく形での弁証法であった⁴⁴。そのような西田的弁証法を展開させていく場は、普遍的な1つのものではなく、多様なものを自らの中に包み込んでいく西田が言うところの「絶対無」、そして柏にとってはより具体的な「場所」そのものであったと言える。そのため、ここでこの弁証法、柏の場合は秩序の展開プロセスが多様な環境と主体との相互作用を通じ多様に展開していく「場」を想定していたのである。それは西田

と同様、「場所」と結びついた形の「弁証法」であったが、西田の場合には抽象的、哲学的な「場所」であるのに対し、柏のそれはより具体的な「場所」であった。たとえば柏は次のように述べている。

「国民経済秩序は、自然的、社会的および歴史的の三つの環境の下に、それぞれに個有の主体的形成を行っているのであり、そこに国民経済秩序の個性成立のゆえんが存している。しかして、国民経済秩序は、その環境の差異、とくにその自然的・社会的環境の差異に応じて、空間的に、すなわち民族的に個性を持つものとして形成せられるとともに、またとくにその歴史的環境に応じて、時間的に、すなわち時代的に、個性を持つものとして形成せられるのである。われわれはかくして、空間的・時間的な、あるいは民族的・時代的な経済様式を発見することができるのである⁴⁵。」

「人間の営みは、自然的な環境条件の上に、宗教的、伝統的、文化的な環境条件が加わって、その上で為されているものであって、そこに自然必然の法則的關係があるのではない。人間社会の作るはたらきは、自然必然の因果則のようなものを、その一つの根底において、意識しながら、なお、その上にあつて、独自に形成していくものである。自然的因果律をふまえながら、宗教的、伝統的なもの、習俗的なものをも、重要な基礎地盤としているのである。…(中略)…人間社会現象は、諸環境の下に、人間が自ら形成した秩序の内で行き起こる現象である。いわば主体的自己形成秩序における現象である。だからそこに独自の個性が見られるのである⁴⁶。」

この2つの文章が書かれた時期の間には40年弱の隔たりがあり、その間に中国が社会主義化によって彼の研究対象から脱落し、研究を農学にシフトさせていった。しかしながら、一貫してほぼ同じような秩序観、歴史観を持ち続けていたことに気づかされる。前者で柏は環境を「自然的環

境、社会的環境、歴史的環境」の3つに分けられるとし、たとえば有名な和辻哲郎の風土決定論が重視した自然的環境はその1つになり得ても、それだけでは秩序を規定し得ないという持論に達していた。柏が和辻の風土決定論に飽き足らなかった証左でもある。多様な風土を抱える中国でも、その全体を貫いている「倫理的秩序」として「包」的秩序を定式化した帰結とも言えよう。そしてこの3つの環境を規定し、それぞれの地域の個人や民族が独自に世界の中で秩序を形成していく、いわば多様な展開を許すような弁証法のプロセスを想定していたと言える。

この視点も現代経済学の到達点と興味深い一致を見せている。たとえば制度や慣行を、それを生み出してきた「過程」として捉えるか、それらが収斂すべきゴールとしての「均衡」として捉えるか、どちらを重視するかで見え方が変わってくる。青木の制度分析は、世界に見られる複数の制度が共存している状況を「共時的問題 (synchronic problems)」として扱う一方で、制度進化、すなわち「新奇性が創発する可能性を許容する」面として「通時的問題 (diachronic problems)」として捉えている。後者は進化ゲーム理論に基づいているように、個人と社会のルールとのフィードバック・ループを想定しながらゲームの新たな均衡にたどり着く過程を重視している。それらを考慮したとき、柏が抽出しようとした各国の秩序は静態的な概念、青木のいう「共時的問題」に属していると位置づけられるが、その発展を説明しようとした歴史観から見ると過程的側面、すなわち弁証法、青木のいう「通時的問題」の視点をも含めようとしていた⁴⁷。それぞれゲーム理論と西田哲学を導きの糸にしたにもかかわらず、同じ面を説明しようとする双方の観点が似通ってくるのは興味深い。

西田の「絶対無」も柏の世界も、可能性としての秩序の多様性を包摂していたことは、2人が人間の自由や創造性、そして主体性を前面に据えようとした帰結でもあった。たとえば西田は歴史の問題について次のように述べている。

「主体と環境との矛盾的自己同一として形が形自身を形成し行くかぎり、歴史的な生命があるのである。絶対矛盾的自己同一としての現在が現在自身を限定する世界に於ては、作られたものから作るものへの創造的過程を中軸として、無数に自己自身を形成する形が成立すると考へることができる⁴⁸。」(波線は引用者)

ここに社会科学が抱える人間の自由や創造性と法則性のどちらを重視するかという根源的な問いをみることもできよう。西田の場合、環境が「無数に自己自身を形成」していく可能性を指摘している。柏も、西田の根底にある人間観・社会観から影響を受けつつ、当時流行していたヴァルター・オイケン (Walter Eucken) の学説を仮想敵として批評する際に次のように述べている。

「経済の世界が時代を異にし、国民を異にするごとに、著しく異なった形態をとってあらわれ、無限の多様性をしめすものであるにもかかわらず⁴⁹… (以下略)」(波線は引用者)

経済の世界とは「無限の多様性」を示しうるものだという信念。そこには、経済的法則性に拘束され、経済が1つ、もしくは有限個の「均衡」のいずれかに向かっていくと考える「正統派」経済学へのアンチ・テーゼとなっていよう。

しかしながら、柏の議論では、現存する秩序自体がいかにして定まってきたのか、無限に存すると言っている秩序の可能性の中からなぜ1つの現存している秩序に収斂していったのか、その問いに答えられないという難点も含んでいた。その後の制度論がゲーム理論における「複数均衡」概念を用いて、1つではないものの、有限個の均衡、もしくは有限個の類型(青木の場合J均衡、A均衡など)を明らかにした。それとは対照的に、柏の議論では何も説明していないに等しくなってしまう。

ただし柏には信念があった。それは、必然的な物理法則に支配され自由のない物理的世界に対峙し、人間の世界は自由と創造性の領域であり得る、そしてそうあるべきだという信念である。そして法則定立的の学問たろうとした「正統派」経済学に対し、法則定立的と個性記述的の2つを止揚する学問を志向したことの現れであった。もっと言えば必然性ではなく“可能性”の学問であるべきだという信念が根底にあったのである⁵⁰。

経済学史家、小林昇がいみじくも指摘したように、柏の研究成果は傍流に置き去りにされてしまった。もちろん、中国に関する成果については小林自ら指摘した理由もあるが⁵¹、経済学に論点を絞ると、以上明らかにしてきた理由が重要であったのではないか。やはり主流の経済学が可能性を考える学問ではなくなり、1個、もしくは有限個の均衡を基にして均衡の「必然性」を強調する学問として洗練されていったことが影響を及ぼしているのではないか。その結果、経済学は現在の支配的地位を獲得したとも言える。同じくマルクス経済学も資本主義の法則性を暴き出し、将来の革命を予見することを宿命づけられていた。そう考えると、ある意味で近代経済学もマルクス経済学も同じ方向を向いており、柏が目指していたものとは正反対であった。人間の「秩序」を多様に「作り」得るという可能性に期待することは、人間の自由や創造性を称揚することにつながる。しかし、他方で将来の予測可能性を放棄することにつながってしまう。そのあたりに主体性や創造性に期待をかけ可能性の歴史学・経済学たろうとした柏の歴史観・「主体性論」が、必然の法則を示そうとしてきた2大経済学の傍流に位置づけられたのは当然のことであったかもしれない⁵²。

傍流に位置づけられてしまった理由はほかにも考えられる。彼の秩序論、そして秩序経済学とでも呼びうるものは、後期西田哲学の概念、思考様式を使って定式化しているため、残念ながらその後脱哲学化、脱思想化（それは当然ながら脱弁証法化）していく経済学の展開から取り残されてしまったことも否めない。柏の論理が哲学的、抽象的な色彩を帯びたことが、その後の主流経済学への影響を考えたとき、悪い方向に働いたのでは

ないか。それは、当時これを経済理論的に突き詰めることが難しく哲学的に詰めることになったからであろう。しかし、後知恵ながら、ゲーム理論をベースとした制度論が内包している課題と、底流においてつながっていたと評価することもできるのではないか。

むすびにかえて

現代の国際社会では、一方で西洋を起点とする社会科学が幅を利かせている反面、西洋の経験とは異なるアジアの経験がクローズアップされているのも確かであろう。数十年前から現在までの経済に関する言説を振り返ってみても、1980年代に「日本的経営」が礼賛された時代があり、その後もアジア NIES や中国の経済的台頭を説明しようと「儒教資本主義」論、民主化より経済発展の方が先行するというアジア特有の「開発独裁」論、そして中国の経済発展の独自性を強調した「社会主義市場経済」論や改革開放後の「漸進的アプローチ」といった概念が、次々と生まれてきた。フランシス・フクヤマが『歴史の終わり』の中で、政治経済体制が民主主義、市場経済に収束していくという楽観的予想を述べた1980年代末とは隔世の感がある。これらすべてに共通する背景としては、欧米からの知見だけではアジアの経済や社会を十分に説明しきれないという認識が広がっていることが挙げられよう。現に中国を中心とした「アジア・インフラ投資銀行 (AIIB)」の設立、「一帯一路」構想の提唱など、西欧・日本・アメリカを中心に構築されてきた自由主義的国際秩序に対するアンチ・テーゼが生まれている。そのような動きに対応して、西洋を否定・拒絶する形での東洋的、アジア的な経済学や社会学を提起しようとする動きがあるものの、西洋で生まれてきた概念や枠組みをより拡張し（西田の言葉を借りれば「突き抜け」）つつ、日本やアジアの経済現象をも包摂しつつ説明できるように“鍛えて”いく作業こそ必要不可欠であり、そのほうが有意義だとも言える。

そのように考え直してみると、現状は、戦時下ではないものの、柏が格闘した1940年代前半とどこことなく似てきているのかもしれない。1940年代前半は日本の交戦相手であり理念上はパートナーでもあった中国の経済・社会を研究対象とせざるを得ない状況があった。そして戦争によって引き起こされたものの、その最中にアジア域内の交流も盛んになっていた。この動きは日本の敗戦によって終息したかに見えた。しかし、20世紀末から再び、中国をはじめとするアジア諸国の経済的台頭を背景にその国際的変化をどう位置付けるかをめぐり、議論が再開することになったし、国境や貿易をめぐって摩擦はあるものの、アジア域内の交流も戦前以上に活発になっている。その意味で、アジア経済の多様性を考慮に入れつつ、しかしそれが各国・地域の研究ごとにタコつぼ化するのではなく、その多様性を包摂しながらも西洋出自の理論装置を、諸学問の成果も摂取しつつ包容力のあるものに鍛えなおしていく作業は、必要になってきているのではないか。そのように考えると、柏の問題提起を学説史的に位置づけることは社会科学における現代的課題に答えていることでもあるのではないか。

注

- 1 前稿とは、拙稿「柏祐賢の比較経済秩序論における中国経済・「東亜」観」（『静岡文化芸術大学研究紀要』第18号、2018年3月所収）を指す。
- 2 加藤弘之「移行期中国の経済制度と『包』の倫理規律」（中兼和津次編著『歴史的視野からみた現代中国経済』ミネルヴァ書房、2010年所収）；加藤弘之『「曖昧な制度」としての中国型資本主義』NTT出版、2013年。原田忠直「現代中国における「包」と発展のシェーマについての一考察」（愛知大学国際中国学研究センター編『中国社会の基層変化と日中関係の変容』日本評論社、2014年所収）。杉岡良彦『哲学としての医学概論：方法論・人間観・スピリチュアリティ』春秋社、2014年。前稿執筆段階には知らなかったが、直近では小野進「中国経済秩序、日本経済秩序、近代ヨーロッパ的秩

序の対比：経済学の論理と倫理の方向性を示した柏祐賢『経済秩序個性論：中国経済の研究』（1948年）から学ぶ」（立命館大学経済学会『立命館経済学』第66巻第4号、2017年所収）があり、K・Z・ポズナンスキの儒教経済論（Confucian Economics）などの現代中国社会経済論から柏『経済秩序個性論』を再評価した論考と言えよう。このように柏再評価の動きは今なお続いている。

- 3 植田良一「柏学説と西田哲学とのかかわり」（柏祐賢著作集編纂委員会『柏祐賢著作集』京都産業大学出版会、1985～1990年〔以下『柏著作集』〕25、補巻V、1990年所収）。
- 4 『柏著作集』1、192頁。
- 5 『柏著作集』3、114～115頁。
- 6 『三木清全集』岩波書店、1966～86年、第17巻、486頁。
- 7 竹田篤司ほか編『西田幾多郎全集』岩波書店、2002～2009年（以下『西田全集』）9、18頁。原典は『日本文化の問題』岩波新書、1940年。
- 8 『柏著作集』1、298～299頁。
- 9 『柏著作集』3、153頁。
- 10 『柏著作集』3、160～161頁。
- 11 『柏著作集』3、169頁。
- 12 『柏著作集』10、123頁。
- 13 和辻『風土』も同様の議論をしているが、最終的にそれが前面に出ていないとは言えよう。
- 14 寺田の言葉を借りれば「人間行動史観」、「人間行動弁証法による人間史観」ということになる。寺田由永「柏祐賢著『危機の歴史観』について」（『農林業問題研究』第5巻第2号、1969年所収）、47頁。
- 15 『柏著作集』13、114頁。
- 16 当時、難波田春男、作田莊一、柴田敬らによって「日本経済学」という言説が流布していた。もちろん、その中には主張に濃淡があり、西洋の経済学を完全に否定し「国体」の意義を強調するものから、西洋の経済学を採り入れつつもその中に日本を位置づけようとするものまで多種多様であった。中尾訓生『日本戦時思想の研究：日本精神と東亜協同体』恒星社厚生閣、2001年、第1～3章；上久保敏『日本の経済学を築いた五十人：ノン・マルクス経済学者の足跡』日本評論社、2003年など参照。

- 17 『柏著作集』3、205頁。原典は『経済秩序個性論』第1分冊。
- 18 同上書、228頁。
- 19 同上書、257頁。
- 20 『柏著作集』7、118～135頁。原典は『危機の歴史観』。
- 21 『柏著作集』3、228頁。
- 22 たとえばR・コース (Coase) やR・A・ポズナー (Posner) らが創始した「法と経済学 (英語では Law and Economics もしくは Economic Analysis of the Law)」は、特に後者の英語名が示すように法律・法規範は市場に影響を及ぼす外生的なものとして想定されており、それが市場に与える影響を経済学から明らかにする学問であった。その意味で柏の「秩序」論とは似て非なるものである。もちろん、近年この分野でも人類学や社会学の影響を受け柏に近い視点に立つ研究も出てきている。たとえば著者が最近読んだ Zhang, Taisu, *The Laws and Economics of Confucianism: Kinship and Property in Preindustrial China and England*, Cambridge University Press, 2017 はその流れに沿う研究であった。
- 23 『柏著作集』25、308頁。原典は『柏祐賢教授史観をめぐる四十年』。
- 24 Zhang, *op. cit.* は、柏とは別の視点からではあるが、「時効」の不在と関連ある興味深い近著であった。Zhang は質権が設定された土地の払戻し制度に着目し、イギリスでは担保という制度に結実した一方で、中国の場合払戻しが半永久的に可能であり、その特徴が近代化・資本主義化を遅らせたことを指摘している。
- 25 小口彦太「中国法研究における末弘博士の今日的意義」(早稲田大学法学会編『早稲田法学』第55巻第2号、1979年所収) 参照。当時中国の農村を調査した福武は「吾国の中国研究は最近数年間急速な発展の道を辿って来」た理由として「現実の要請はかゝる研究のみに止ることを許さなくなり、更に経済・社会・政治等の側面に科学的追究が行はれる」ことになったと述べている(福武直『中国農村社会の構造』有斐閣、1951年、1頁)。
- 26 松本三之介『近代日本の中国認識：徳川期儒教から東亞協同体論まで』以文社、2011年、128～136頁参照。しかし同書によればそれは中国蔑視の感情と結びついていたと否定的に評価している。
- 27 戒能通孝『法律社会学の諸問題』日本評論社、1943年、16頁。
- 28 同上書、166頁。
- 29 『柏著作集』4、81～82、135～136頁。

- 30 『柏著作集』 3、254 頁。
- 31 『柏著作集』 3、257 頁。
- 32 川島武宜『近代社会と法』岩波書店、1959年、127頁。
- 33 Lewis, David, *Convention: A Philosophical Study*, Harvard University Press, 1969.
- 34 青木昌彦『青木昌彦の経済学入門：制度論の地平を拓げる』ちくま新書、2014年、34頁。
- 35 『西田全集』 9、32頁。原典は『日本文化の問題』。
- 36 以上の引用は『西田全集』 9、205頁。原典は「ポイエシスとプラクシス」。
- 37 『西田全集』 9、210頁。
- 38 『西田全集』 9、36～37頁。原典は『日本文化の問題』。
- 39 『柏著作集』 3、205頁。
- 40 ヘーゲル弁証法と経済学の関連で言えば、若き日の赤松要の学説が挙げられよう。そこから戦後「雁行形態論」と呼ばれるようになる学説が生まれることになるが、彼がそのインスピレーションを得たのは戦前日中貿易の実証研究からであった。その点についても別稿で論じたい。赤松の生涯や経済学説については池尾愛子『赤松要：わが体系を乗りこえていけ』日本経済評論社、2008年など。
- 41 『柏著作集』 3、209頁。
- 42 小坂国継『西田幾多郎の思想』講談社学術文庫、2002年、155～166頁。
- 43 根井康之『「資本論」と場所的経済学』農文協、1984年は、マルクス『資本論』と西田の「場所的弁証法」とを融合させようとした労作である。そこでも、マルクス資本論の体系はヘーゲルの自己完結的・円環的構造を継承しており、それを解体するために西田哲学に期待を寄せる構造になっている。ただし同書は市場経済の内部に「交換価値」に支配されているヘーゲル的（もしくはマルクスの）な円環構造とは別に「使用価値」を基礎とした「場所的弁証法」の可能性を追求していくのに対し、柏は「市場経済」という秩序の外部に多様な「経済秩序」の可能性を追究し、しかもその秩序の多様性を包摂しようとする理論を構築しようとしていた。その意味で両者は似て非なる関係と言える。
- 44 カーステン・ヘルマン＝ピラート、イヴァン・ボルディレフ『現代経済学のヘーゲル的転回：社会科学の制度論的基礎』（岡本裕一郎・瀧澤弘和訳）、NTT出版、2017年では、ヘーゲル弁証法と青木昌彦の制度論との関連につ

いて論じた書であり、同書の翻訳が青木の推薦で行われたことから、青木も晩年同書に共感を寄せていたことが窺える。つまり青木は自分の制度論がヘーゲルの思考法に近いことを自覚していたようである。そして、訳者・岡本の解説によれば、他のヘーゲル論と違い「絶対者」という用語を使っていないところに同書の特徴があるという（同書、385頁）。それを受け入れるならば、ヘーゲルの持つ普遍性への展開・収斂という契機がここでの議論では弱まっており、西田の「場所的弁証法」に近づいていると言えるのかもしれない。その意味でやはり、青木の制度論と西田・柏の「弁証法」との共通点を見出せそうである。

- 45 『柏著作集』3、211～212頁。
- 46 柏祐賢『学問の道標』未来社、1984年、124～125頁。
- 47 青木昌彦『比較制度分析に向けて』（瀧澤弘和・谷口和弘訳）、NTT出版、2001年、5頁など。
- 48 『西田全集』9、196～197頁。
- 49 『柏著作集』3、62～63頁。
- 50 アルバート・ハーシュマンの possibilism への方向性が主流派経済学において看過されたのと軌を一にしている。彼の一部の業績（特に「退出 exit」と「要求 voice」）は主流派の概念に組み込まれたものの、全体としてみれば彼が異端の経済学者であったとの印象はぬぐえない。ハーシュマンも柏もともに「合理的経済人」概念では汲み切れない人間存在の多面性（自由や創造性、そしてハーシュマンはほかに情熱 passion や愛 love、利害 interest も重視していた）、政治と経済の融合（弁証法的思考）、社会の複雑性への理解といった点で共通しており、機械的な「経済人」から導出されるような予測可能性に対して、人間の自由の可能性を強調した点でも共通している。ハーシュマン学説の全体像については、矢野修一『可能性の政治経済学：ハーシュマン研究序説』法政大学出版会、2004年、とりわけ第2章に詳しい。
- 51 小林昇「剛直山系」（柏祐賢著作集編集委員会編『学と人 柏祐賢教授の歩み』京都産業大学出版会、1988年所収）。
- 52 このように経済学では傍流ではあったが、逆に西田の論理を媒介していたため、上山春平・梅棹忠夫のように「多系的発展」論を提起した新・京都学派の先駆としての位置づけも可能であろう。たとえば菅原潤『京都学派』講談社現代新書、2018年、第3・4章参照。